

民間公益活動推進基金管理運用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）の民間公益活動推進基金規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、民間公益活動推進基金（以下「基金」という。）の管理運用処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の組入れ財産)

第2条 基金に組入れることのできる財産は、下記各号に規定する要件のすべてを充足するものでなければならない。

- 一 寄附者のこの法人に対する寄附が、所得税法第59条第1項第1号による贈与又は遺贈がなかったものとみなされる租税特別措置法第40条第1項の規定に基づく租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ（2）の取扱いを受ける財産であること
- 二 寄附者が、規程第3条に規定する公益目的事業の全部又は一部を寄附財産の用途として指定していること
- 三 寄附者がこの法人の理事、監事及び評議員並びにこれらの者について租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる親族等でないこと

(財産の種類)

第3条 基金に組み入れることのできる財産の種類は、有価証券、不動産、動産、無体財産権とする。

(理事会の決議)

第4条 基金への組入れは理事会の承認決議を経なければならない。

- 2 理事会は、前項の審議にあたり、下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、承認してはならない。
 - 一 寄附財産の管理運用に関し、この法人に過大な管理等費用が発生する場合
 - 二 寄附財産の運用収益及び第6条による元本の取崩金額が、寄附者の指定する公益目的事業の遂行に充てることによって、実効性が認められない場合

(運用収益)

第5条 基金へ組み入れた寄附財産より生ずる運用収益は、基金に組み入れなければならない。

(財産の買換え)

第6条 寄附者の意思の達成のためより効果的とこの法人が判断する場合は、寄附財産を売却し、他の種類の財産に買い換えることができる。

2 前項にかかわらず、寄附者はこの法人と協議の上、一定期間他の財産種類に買い換えることを禁ずることができる。

3 第1項により買い換えた財産についても、基金に組み入れるものとする。

(元本の取崩し)

第7条 この法人は、寄附財産の運用収益の外、寄附者との契約に基づき、寄附財産の元本に相当する金額を取り崩すことができる場合は、その取り崩した元本をもって、寄附者の指定した公益目的事業に充当することができる。

(区分経理)

第8条 基金は、この法人の他の財産と区分して計算できるよう管理しなければならない。

2 前項の計算は、基金全体及び寄附者ごとに区分して計算できるよう、管理するものとする。

(会計原則)

第9条 基金に組み入れた寄附財産及びその果実は指定正味財産の部に計上し、寄附者の指定した公益目的事業に充当するときに一般財産の部に繰り入れる。

2 基金に組み入れた寄附財産及びその果実の合計は、貸借対照表資産の部において特定資産として仕訳し、財産種類に応じてその内訳を、内訳科目により計上する。

(資金の運用)

第10条 基金に組み入れた財産は、その保有形態が寄附者から指定されている財産を除き、この法人の「資金運用規程（平成21年6月29日施行）」に基づき管理・運用するものとする。

(基金明細書)

第11条 この法人は、毎事業年度終了後3か月以内に監事の監査を受けた「基金明細書」を作成し、理事会の承認を得て、行政庁に提出する。

2 この法人の「基金明細書」の様式は別に定める。

3 「基金明細書」は、この法人の事務所に5年間備置き及び閲覧等に供する。

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、内閣府より租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ（2）の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）に規定される要件を満たしていることについて証明を受けた日より施行する。